

騒音規制法施行令に定める特定建設作業  
別表第2（第2条関係）

作 業	備 考
1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業においては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを越えない作業に限る。
4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)アスファルトプラント(混練機の混練容量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6 バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして(低騒音型)環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。
7 トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして(低騒音型)環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
8 ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして(低騒音型)環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。